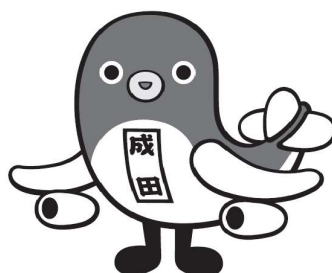


「成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の 規制に関する条例 」 についての手引き

令和7年5月

成 田 市

成田市環境部環境対策課



成田市観光キャラクター
うなくん
© 成田市2009

はじめに

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制に関する条例（以下「条例」という。）は、土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土及び堆積行為について、必要な規制を行うことにより、土壌の汚染を防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、令和7年5月26日から施行されます。

この手引きは、外部からの搬入土砂等により埋立て等を行う皆様に、条例の内容を理解して頂くとともに、条例に基づく諸手続きに必要な事項等を解説したものです。条例の趣旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染防止に十分留意されるようお願いいたします。

条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）は、成田市ホームページからご覧になれます。

「成田市ホームページ ⇒ まちづくり・環境⇒ 生活環境
⇒ 残土条例について ⇒ そのほか」
の順に進んで下さい。

目 次

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の概要	3
1 土質の許可申請について	6
2 特定事業の施行(許可後の手続等)について	10
3 土質変更許可申請書について	17
4 土質変更届について	19
5 特定事業譲受け許可申請について	20
6 特定事業相続等届について	22
7 特定事業廃止(休止)届について	23
8 特定事業完了届について	25
9 特定事業終了届について	26
参考資料	27

成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の概要

(1) 土砂等による埋立て等を行う皆様へ

ア 土砂等の搬入による土地の埋立て、盛土又は堆積行為を特定事業といい、500平方メートル以上の特定事業を行う場合は、条例に基づく許可が必要です。

イ すべての特定事業では、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはいけません。搬入する土砂等は、第1種～第3種の建設発生土を基本とし、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）で認められる盛土材料を使用して下さい。

※第4種建設発生土や泥土においても利用は可能となっておりますが、盛土等防災マニュアルにおいて、適切な処理を行うことにより盛土材として適用できることとなっておりますので、泥土のうち建設汚泥に該当する場合は廃棄物処理法により定められた手続きにより利用が可能となることや、汚泥処理土の利用に当たっては品質を確保することが重要であることから審査機関（公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団による審査認証）や都道府県制度等による認定をもとに品質が証明されている材料として下さい。

ウ この条例以外の法令で規制のあるものについては、それぞれの法令の適用を受けることになり、許認可の必要なものについては、許認可の申請等に合わせて本条例の手続きを行うこととなります。

(2) 許可の対象外となる事業について

以下の事業については、許可・届出の対象外です。

ア 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う特定事業

イ 他の場所への搬出を目的として行う土砂等のたい積行為（一定期間の経過後に土砂等を除却するものに限る。）

ウ 廃棄物の最終処分場において行う覆土行為

エ 植栽のために、樹木と一緒に搬入する土砂

オ 農地の用に供する目的で行う特定事業であって、特定事業を行う土地の地盤面の標高と特定事業を行った後の土砂の表面の標高との差が30センチメートルを超えないもの

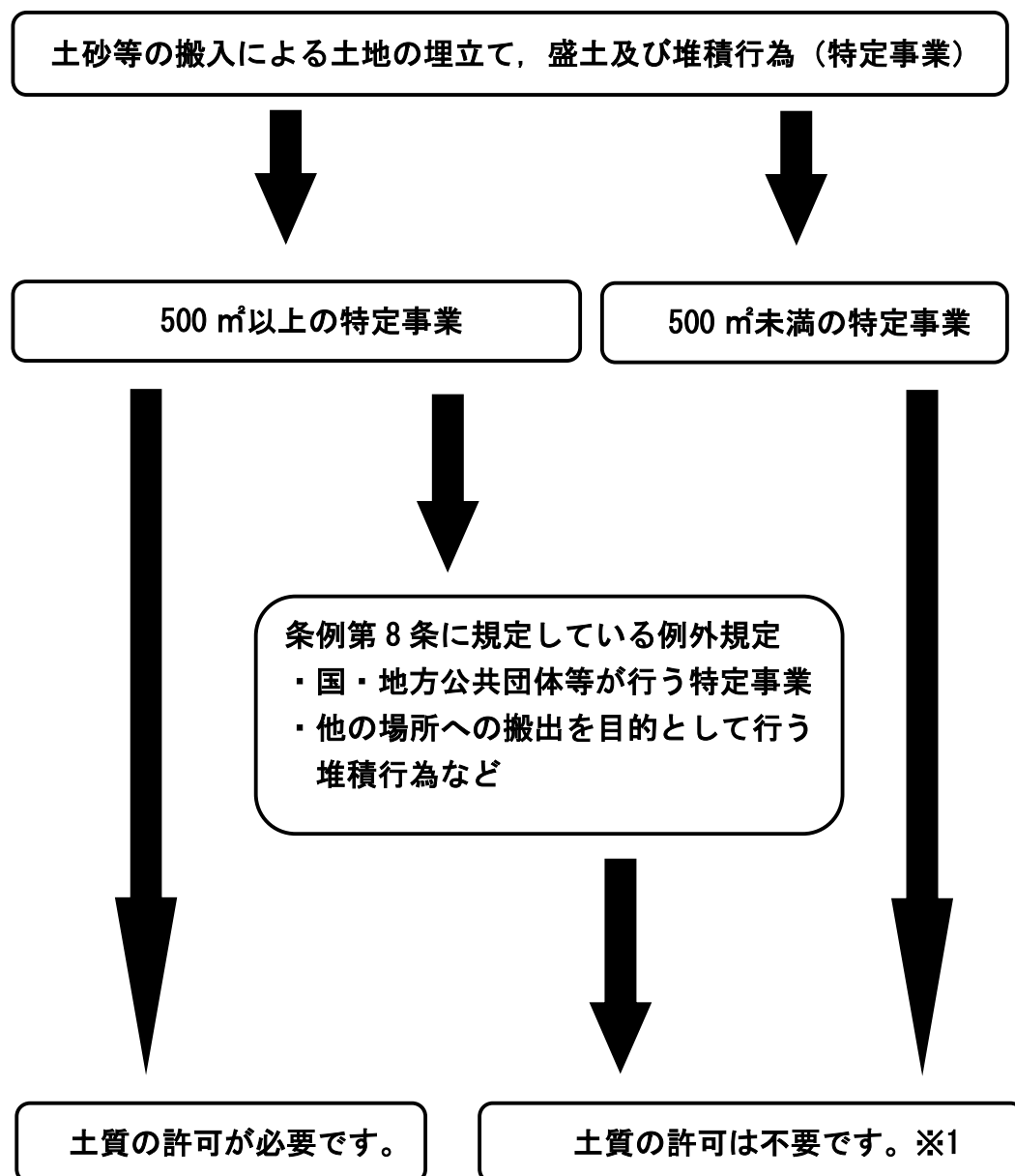
(3) 申請書等提出書類の注意事項

- ア 申請書及び添付書類については、フラットファイル等で製本して下さい。
- イ 申請書等に添付する書類の目次を作成し、その順に製本して下さい。
- ウ 提出部数は、正本（原本）1 部、副本 2 部(副本は正本のコピー可。受付後に副本 1 部を返却します。)です。
- エ 添付書類（図面は除く。）は、原則として A4 版で作成して下さい。
- オ 土地の登記事項証明書，法人の登記事項証明書，印鑑登録証明書，住民票の写し及び公図の写しは，概ね提出の 3 ヶ月以内に発行されたものを添付して下さい。

(4) 同意書等に使用する印鑑について

土地所有者等の意思の反映された印であることが必要であることから，印鑑登録がされている印を使用して下さい。

【概要のフロー図，変更等は除く】



※1 許可の手続きは不要ですが，汚染された土砂等を搬入した場合には，措置命令や罰則の対象となります。

1 土質の許可申請について

(1) 土質許可申請書（規則第 5 号様式）記載要領

ア 事業主の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては代表者氏名

事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあっては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

イ 事業の目的

ウ 特定事業区域の位置及び面積

(ア)位置は、代表地番ほか○筆とし、特定事業区域内に赤道・青道がある場合には、法定外公共物と記載して下さい。

(イ)複数筆の土地がある場合には土地一覧表（土地の地番，地目，地積，所有者の氏名・住所等を記載）を添付して下さい。

(ウ)面積は、実測により作成した求積図・求積表により，記載して下さい。

エ 工事施行者の氏名又は名称及び住所又は主たる事業所の所在地並びに法人にあっては代表者氏名

オ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

カ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

キ 特定事業に使用する主な土砂等の区分及び量

第 3 種建設発生土 等の区分及び搬入量を記載して下さい。

ク 特定事業の期間

・事業施行予定期間を記載して下さい。

・土質の許可については最長 3 年となります。

・他法令許可などにより事業期間が 3 年を超える場合には，特定事業の終了の手続きを行った後，再度申請が必要となります。

ケ 特定事業区域の表土の地質の状況

コ 特定事業が施行されている間において，特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造

サ 特定事業が完了した場合の完成平面図及び断面図

シ 別紙 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

・発生場所・発生元事業者名，予定量，最大日量，搬入期間は分かる範囲で記載

して下さい。

- ・搬入期間については、許可後 6 月以内に開始する計画として下さい。
- ・搬入時間については、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して下さい。
- ・搬入土砂区分については、第 3 種建設発生土等の区分を記載して下さい。
- ・発生土については汚染された土砂等を使用しないよう注意して下さい。
- ・作成する際は、(2) 添付書類コの土量計算書の数値と概ね合致させて下さい。

(2) 添付書類

ア 事業主の住民票の写し

- ・事業主が法人である場合は、登記事項証明書

イ 工事施行者の住民票の写し

- ・工事施行者が法人である場合は、登記事項証明書

ウ 特定事業区域の位置図及び付近の見取り図

- ・位置図は、縮尺 1/25,000 程度の地図に特定事業区域の位置を明示して下さい。
- ・付近の見取り図は、特定事業区域と周辺の状況（住宅や公共施設等）が判明できるように縮尺は適宜調整して下さい。

エ 現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置

- ・現場事務所等の構造図及び位置図（ただし、現場事務所の設置義務は 3,000 m² 以上の場合に限る。）、なお、縮尺は適宜調整して下さい。

オ 特定事業区域の求積図及び求積表

カ 縦横断面の位置を示した現況平面図及び縦横断面図

キ 縦横断面の位置を示した完成平面図及び縦横断面図

ク 土地の登記事項証明書

ケ 公図の写し

コ 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書（土量計算書）

- ・平面図や断面図により計算した搬入する土砂等の量を記載して下さい。

※国土交通省土木工事積算基準による土量変化率を考慮して下さい。

$$L = \text{ほぐした土量} / \text{地山の土量} (1.20 \sim 1.65)$$

$$C = \text{締固め後の土量} / \text{地山の土量} (0.90 \sim 1.40)$$

サ 特定事業区域の土地利用計画図

- ・事業完了後の土地をどのように利用するのか記載して下さい。

例：駐車場・倉庫・宅地分譲 など

シ 特定事業区域の排水計画図

(ア)暗渠排水施設の設置等，排水に係る施設やその他の有効な排水に係る措置の図面，流量計算書及び流域の図面

(イ)沈砂池または調整池等を設置する場合には，流量計算書・流域の図面・容量計算書及び構造図等

ス 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図

・発生場所から特定事業場までの全体経路図と市内の詳細経路図

セ 現場責任者であることを証する書類

・現場責任者の氏名及び職名(役職)，現場責任者として選任した旨を記載した書類

ソ 表土検査関係書類

・表土検査については，土質許可申請書を提出後，市職員立会いのもと，試料採取を行って下さい。

(ア)試料採取位置図

現況平面図に採取位置を図示して下さい。(5 地点混合法による。)

(イ) 採取検体数

次のとおりです。

特定事業区域の面積	検体数
0.3 ha 未満	1 検体
0.3 ～ 1ha 未満	2 検体
以降，1ha ごとに 1 検体ずつ追加	

(ウ)採取状況等の写真

採取地点の全景，各採取地点及び全試料集合を撮影して下さい。なお，各写真には，地点名・事業者名（検査依頼者）・採取年月日・採取番号等・検査会社名・採取深度・採取状況・特記事項等，必要な事項をホワイトボード（黒板可）に記載し，採取した試料と一緒に撮影して下さい。

(エ)検査試料採取調書（規則第 6 号様式）

(オ)地質分析（濃度）結果証明書（規則第 7 号様式）

タ 特定事業区域内土地使用同意書（規則第 3 号様式）

・特定事業区域内の土地所有者全員に対し条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 11 号までの事項を説明し，同意を得ることが必要です。

チ 特定事業区域内施行同意書（規則第 4 号様式）

・特定事業区域内の土地につき当該特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者に対し事業の説明をし、同意を得ることが必要です。

※施行の妨げになる権利の例：地上権，質権，賃借権，使用貸借による権利又は採石権，永久小作権，地役権その他の使用及び収益を目的とする権利

ツ 条例第 9 条の規定による同意に係る印鑑登録証明書

テ 市長が必要と認める書類及び図面

- ・水質検査を行うために必要な措置又は施設の構造図及び位置図
- ・他法令等の許認可・届出を要する特定事業の場合には，その法令等の許認可・届出の状況が分かる書類を添付して下さい。

例：許可書の写しや申請書（相手方受付印あり）の写し など

- ・特定事業区域内に道路又は水路がある場合には，占用許可書等の写し
- ・手数料に係る領収書の写し

(3) 手数料

条例第 8 条第 1 項の許可に係る申請手数料 10,000 円

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間)

なお，標準処理期間内に許可，不許可の決定をし，土質許可・不許可通知書（規則第 8 号様式）で通知します。

2 特定事業の施行(許可後の手続等)について

(1) 特定事業の許可を受けた事業主等は、以下の事項について留意して下さい。

ア 土砂等の搬入を管理するため、現場事務所を設置(3,000 m²以上の場合に限る。)し、関係図書を近隣住民その他当該特定事業について利害関係を有する者の縦覧に供して下さい。

イ 排水を測定するための施設を設置(定期検査及び完了検査時の採水施設)して下さい。

ウ 特定事業区域と特定事業区域外との境界を示す杭等を設置して下さい。

(2) 特定事業開始届出(条例第 14 条)

土砂等の埋立て等を開始したときは、開始した日から 7 日以内に特定事業開始届(規則第 12 号様式)を提出して下さい。

ア 開始届の記載要領

(ア)特定事業の許可及び事業区域の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

(イ)開始年月日

開始した年月日を記載して下さい。

(ウ)土砂等の搬入届の提出年月日

搬入届の提出年月日を記載して下さい。

(3) 土砂等搬入届出(条例第 15 条)

土砂等の搬入を行う際には、搬入予定日の 7 日前までに土砂等搬入届(規則第 13 号様式)を提出して下さい。なお、搬入届は土砂等の発生場所ごと、また、同一の発生場所の場合においても 1 通で届出できる容量は最大 5,000 m³です。

ア 土砂等搬入届の記載要領

(ア)土砂等の発生場所並びに発生元事業者名及び連絡先

発生場所、発生元事業者名、連絡先を記載して下さい。

(イ)地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図及び土砂等の発生場所の現場写真

(ウ)土砂等の発生場所の工事名等

土砂等の発生場所の工事名を記載して下さい。

(エ)土砂等の搬入予定量

土砂等の搬入予定量とその内今回の搬入量を記載して下さい。

※土砂等の搬入予定量は、土砂等発生元証明書の数量と整合して下さい。

(オ)土砂等の搬入期間

土砂等の搬入期間は、当該搬入届で、特定事業区域に実際に搬入する期間を記載して下さい。(発生元の工事の期間ではないことに留意。)

(カ)土砂等の運搬契約者名

土砂等の運搬契約者名は、土砂等の発生場所から特定事業区域までの運搬に係る全ての運搬契約者名を記載して下さい。

(キ)特定事業の許可の期間

特定事業の許可通知書記載の許可の期間を記載して下さい。

※土壌汚染対策法の汚染土に接する区画の土砂等を搬入する場合には、あらかじめ当課と協議して下さい。

※土砂等搬入届の記載内容に不明または疑義が生じた場合には、市から発生元事業者直接向確認することもあります。

イ 添付書類

土砂等の種類により、以下のとおり必要書類は異なります。

《共通》

(ア)地質検査の試料を採取した地点を明らかにした土砂等の発生場所の平面図

(イ)土砂等の発生場所の現場写真

(ウ)搬入経路図

(エ)搬入量のわかる土量計算書等

《建設発生土の場合》

(ア)検査試料採取調書(規則第 6 号様式)

(イ)地質分析(濃度)結果証明書(規則第 7 号様式)

(ウ)土砂等発生元証明書(規則第 14 号様式)

(エ)試料採取位置を確認できる断面図

《公共事業の場合》

(ア)公共特定事業土砂等発生元証明書(規則第 15 号様式)

(イ)汚染要因に関する調査書類(各公共団体の建設発生土管理基準に定めるもの)

《採取土砂(山砂)の場合》

- (ア)土砂等発生元証明書（規則第 14 号様式）
- (イ)土砂等売渡・譲渡証明書(規則第 16 号様式)
- (ウ)砂利採取計画認可書の写し

(4) 土砂等発生元証明書（条例第 15 条）

ア 土砂等発生元証明書（規則第 14 号様式）記載要領

(ア)土砂等発生元証明書の宛て先

宛て先は特定事業者を記載して下さい。

(イ)発生元事業者

発生元事業者の住所，事業者名，代表者又は現場責任者（職名又は役職名を表示）の氏名を記載して下さい。

㊦は，代表者については代表者印を，現場責任者については所長印等の職印（職印が定められていない場合は，現場責任者が職務上使用する印）を押印して下さい。

担当者がいる場合は，担当者名を記載して下さい。

(ウ)発生元の工事名・工事施工場所・発注者・工事施工期間を記載して下さい。

(エ)当該工事に係る土砂等発生総量

当該工事に係る土砂等発生総量は，当該工事現場から発生する総予定土量を記載し，括弧内には当該特定事業区域へ搬出する契約量を記載して下さい。

(オ)今回の証明に係る土砂等の量

今回の証明に係る土砂等の量は，搬出契約量のうち，当該証明書に係る土砂等の量(5,000 m³以内)を記載して下さい。

(カ)発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無

発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書の有無を記載して下さい。有りの場合，別途添付して下さい。

(キ)発生土砂等の区分

第 1 種～第 3 種建設発生土又は山砂（購入土）を記載して下さい。

(ク)発生土砂等運搬契約者名

土砂等の発生場所から当該特定事業区域までの運搬に係るすべての運搬契約者名を記載して下さい。

イ 土砂等発生元証明書添付書類及び留意事項

(ア)検査試料採取調書（規則第 6 号様式）・地質分析（濃度）結果証明書(規則第 7

号様式)

- (イ)検査試料採取時の採取状況等写真，採取位置図の他に証明書対象地点が確認できる図面（平面図・断面図等に着色）
- (ウ)試料の採取位置については，発生場所を代表する地点及び深さで採取して下さい。原則，中心点及び中心点から十字に 5～10m 線を伸ばした 4 地点の計 5 地点を採取，混合して 1 検体とします。また，土砂等の発生場所が地表面から 5m を超える掘削深度の場合は，試料採取位置等について当課と相談して下さい。
- (エ)採取状況等の写真は，採取前全景，各採取地点，全試料の各風景を撮影して下さい。なお，各写真には，地点名（工事名）・事業者名（検査依頼者）・採取年月日・採取番号等・検査機関名・採取深度・採取状況・特記事項等，必要な事項をホワイトボード（黒板可）に記載し，採取した試料と一緒に撮影して下さい。
- (オ)地質分析（濃度）結果証明書の有効期限は，原則 6 ヶ月程度とします。なお，掘削深度が大きく，発生土量が多い場合等の証明書の有効期限は，例外として 20 ヶ月程度とします。また，1 検体が証明する土量は，5,000 m³が上限です。
- (カ)公共特定事業土砂等発生元証明書については，発注者の公印を押印して下さい。

(5) 条例第 16 条第 1 項で定める標識（規則第 17 号様式）の設置

公衆の見やすい場所に，特定事業を行っている期間設置して下さい。縦 90 cm × 横 120 cm の大きさで，地表面より 50 cm 以上の高さに掲示して下さい。

ア 特定事業に関する標識の記載要領

- (ア) 特定事業の許可，目的及び区域の位置，事業者，施行者，特定事業の許可の期間，区域の面積
申請書及び許可通知書を基に記載して下さい。
- (イ)土砂等の区分及び搬入予定量
申請書及び許可通知書を基に土砂等の種類と搬入予定量を記載して下さい。
- (ウ)現場責任者の氏名及び職名
現場責任者の氏名と職名を記載して下さい。
- (エ)特定事業に供する区域の見取り図
特定事業全区域の見取図を記入して下さい。

(6) 定期報告

事業主は、特定事業を開始した日から 1 月毎に、特定事業に搬入された土砂等の量を特定事業状況報告書（規則第 19 号様式）により報告して下さい。報告には、発生場所ごとの土砂等管理台帳(規則第 18 号様式)の写し並びに、特定事業区域の求積図(当該月における特定事業の施行に係るものに限る。)、平面図及び縦横断面図(当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)及び、当該月における特定事業に使用された土砂等の量の計算書を添付して下さい。

提出期限は、翌月の 1 週間以内です。

土砂等の地質検査及び特定事業区域外への排水の水質検査は 2 月毎に市職員立会いの下実施し、特定事業地質等検査結果報告書（規則第 20 号様式）により、報告して下さい。

(6) -1 特定事業状況報告書（規則第 19 号様式）記載要領

ア 特定事業の許可及び事業区域の位置

許可通知書記載の許可日、指令番号、許可の期間、位置を記載して下さい。

イ 特定事業に使用される土砂等の量

特定事業に使用される土砂等の量は、許可申請書の土砂等の量、今回実施済量は当該期間内の搬入量、実施済量は今回実施済量を加えた累計量をそれぞれ記載して下さい。

ウ 発生場所・工事名等

発生場所或いは工事名を記載し、工事名ごとに搬入予定量（土砂等発生元証明書の証明に係る土砂量・最大 5,000 m³）、前回累計量（前回報告した累計土砂量）、今回報告量（今月搬入量）、累計量（前回累計量に今回報告量を加えた土砂量）、及びそれぞれの合計量を記載して下さい。

※添付書類

特定事業区域の求積図(当該月における特定事業の施行に係るものに限る。)、平面図及び断面図(当該月における特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。)及び、当該月における特定事業に使用された土砂等の量の計算書を添付して下さい。

(6) - 2 土砂等管理台帳(規則第 18 号様式) 記載要領

土砂等管理台帳は、特定事業場へ土砂等を搬入する工事場所ごとの月単位の搬入量を管理記録するものです。

ア 事業主名，事業許可番号，許可の期間，事業区域の位置，事業区域の面積，現場責任者職氏名，使用される土砂等の量，連絡先電話番号

許可通知書，許可申請書に記載された事項を記載して下さい。

イ 発生元事業者，工事施行場所，工事現場責任者氏名，土砂等の発生場所の工事名，搬入土砂等の区分，工事施行期間，土砂等搬入契約量，土砂等搬入期間，土砂等運搬契約者名

発生元ごとに当該月の土砂等の搬入量を整理して記載して下さい。

※前月までの累計搬入量は前月までに同じ発生元から搬入された土砂量，その下段は日ごとの搬入量，計（残）には月の合計搬入量，累計には前月までの累計搬入量に今月の搬入量を加えた土砂量を記載して下さい。

(6) - 3 特定事業地質等検査結果報告書(規則第 20 号様式) 記載要領

ア 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書記載の許可日，指令番号，許可の期間，位置を記載して下さい。

イ 土砂等及び排水の採取場所

検査に使用した土砂等及び排水を採取した地点の位置図については，許可された特定事業区域を，3,000 m²以内の区域に等分したことが分かるようにして下さい。

土砂等及び排水の採取場所及び現場写真については，(4) イ土砂等発生元証明書添付書類及び留意事項を参照して下さい。

ウ 地質分析（濃度）結果証明書

検体ごとの検査試料採取調書（規則第 6 号様式），地質分析（濃度）結果証明書（規則第 7 号様式）を添付して下さい。

※地質検査は，許可された特定事業区域を 3,000 m²以内の区域に等分し，その等分した区分ごとに土砂等の試料を 1 検体(採取は 5 点混合で，深さは可能な限りの深さとする。)採取し，分析を実施して下さい。

※試料の採取は，市職員立会いのもと実施して下さい。

エ 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書

排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（規則第 21 号様式）を添付して下さい。

※水質検査については，排水測定地点より 1 検体採取して下さい

(7) 廃止（休止）・終了・完了届について

特定事業を廃止（休止）・終了・完了したときは，速やかに提出して下さい。

作成要領及び添付事項については，それぞれの説明頁を参照して下さい。

3 土質変更許可申請書について

(1) 土質変更許可申請書（規則第 9 号様式）記載要領

- ア 事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあっては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）
- イ 変更する事項の内容について、変更後・変更前を記載して下さい。
- ウ 変更理由について、記載して下さい。

(2) 添付書類

規則第 6 条第 2 項掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの

- ア 事業主の住民票の写し（事業主が法人である場合にあっては、その法人の登録事項証明書）
 - イ 工事施行者の住民票の写し（工事施行者が法人である場合にあっては、その法人の登録事項証明書）
 - ウ 特定事業区域の位置図及び付近の見取図
 - エ 特定事業区域の求積図
 - オ 特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。）
 - カ 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - キ 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
 - ク 特定事業区域の土地利用計画図
 - ケ 特定事業区域の排水計画図
 - コ 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
 - サ 現場責任者である事を証する書類
 - シ 次項第 2 号に規定する検査のための試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書（別記第 6 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第 7 号様式。計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
 - ス 条例第 9 条の規定による同意に係る印鑑登録証明書
 - セ 市長が必要と認める書類及び図面
- ※他法令等において変更があった場合には、その許可書など

(3) 手数料

条例第 12 条第 1 項の許可に係る申請手数料 5,000 円

※手数料納入後に、領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

許可の場合、標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必要となる標準的な期間) なお、標準処理期間内に許可、不許可の決定をし、特定事業変更許可・不許可通知書(規則第 10 号様式の 2)で通知します。

4 土質変更届について

※軽微な変更は、以下のとおり（規則第7条第1項各号）です。

- ・事業主の氏名若しくは名称，住所若しくは主たる事業所の所在地又は法人の代表者の氏名の変更
- ・工事施行者の氏名若しくは名称，住所若しくは主たる事業所の所在地又は法人の代表者の氏名の変更
- ・現場事務所の位置の変更
- ・現場責任者の氏名又は職名の変更
- ・特定事業に使用される土量の変更（当該土量等の量を減少させるものに限る。）

※変更をした日から起算して 7日以内に届け出て下さい。

(1) 土質変更届（規則第11号様式）記載要領

- ア 事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあっては，主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）
- イ 変更する事項の内容について，変更後・変更前を記載して下さい。
- ウ 変更理由について，記載して下さい。

(2) 添付書類

- 規則第6条第2項掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの
- 変更する内容に係る変更前・変更後が明らかになる書類

(3) 手数料

- 土質変更届の場合，手数料は不要です。

5 特定事業譲受け許可申請について

※条例第 8 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可を受けた事業主から、当該許可に係わる特定事業の全部を譲り受けようとする場合

(1) 特定事業譲受け許可申請書（規則第 28 号様式）記載要領

ア 申請者

条例第 8 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の許可を受けた事業者から、当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者になります。

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

エ 譲受けの相手方の氏名及び住所

譲り渡す方の氏名及び住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

オ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

(2) 添付書類

ア 譲り受けようとする者の住民票の写し（譲り受けようとする者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

イ 譲受けの相手方が発行する譲り受けることを証する書面

ウ 現場責任者であることを証する書面

エ その他市長が必要と認める書面

※他法令等において変更があった場合には、その許可書など

(3) 手数料

条例第 22 条第 1 項の許可 5,000 円

※手数料納入後に、領収証書を確認させていただきます。

(4) その他

標準処理期間については 60 日以内となります。(申請に対する処分を行うまでに通常必用となる標準的な期間) 尚, 標準処理期間内に許可, 不許可の決定をし, 特定事業譲受け許可・不許可通知書(規則第 29 号様式)で通知します。

6 特定事業相続等届について

(相続・合併・分割があったとき)

(1) 特定事業相続等届（規則第 30 号様式）記載要領

ア 届出者

許可事業主の地位を承継した者の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

エ 承継前の事業主等

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

オ 承継年月日

承継された年月日を記載して下さい。

カ 現場責任者の氏名及び職名

現場責任者の氏名及び所属会社等における職名を記載して下さい。

キ 法定代理人の氏名及び住所

ク 承継の理由

例：相続

(2) 添付書類

ア 住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)

イ 法定代理人の住民票の写し（代理人が法人の場合、法人の登記事項証明書）

ウ 承継を証する書類

例：相続人であることが分かる書類（戸籍謄本等）

7 特定事業廃止（休止）届について

- ・廃止は、特定事業の完了に至らずに、事業計画が意図的に無くなることを意味します。

なお、許可期間が到来した場合、再度許可を取得し特定事業を完成させる予定の場合には、終了届を提出して下さい。

※事業の継続性がない場合には、廃止となり、継続性がある場合には、終了となります。

- ・休止は、特定事業を一時的にやめることを意味します。

※休止期間が2ヶ月未満の場合には、届出は必要ありません。

(1) 特定事業廃止（休止）届（規則第22号様式）記載要領

ア 事業主

事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあっては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間及び廃止の期日

許可の期間は、許可通知書の許可期間を記載して下さい。

廃止の期日は、廃止した年月日を記載して下さい。

休止の期間には、休止する予定の期間を記載して下さい。

※再開する場合には、再度開始届を提出して下さい。

「2 特定事業の施行（許可・届出後の手続等）について（2）」を参照

エ 土砂等の搬入計画及び搬入実績

土砂等の搬入計画量及び搬入実績量を記載して下さい。

オ 特定事業区域の構造

特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

(2) 添付書類

ア 計画及び実績に係る土量計算書

イ 廃止した特定事業区域の構造を示した書面・図面（平面図・縦横断図・求積図・

求積表)

- (3) 廃止届提出後，市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書（規則第 20 号様式）に必要書類を添付し，提出して下さい。

※ P15「2 特定事業の施行（許可後の手続等）について（6）－3 特定事業地質等検査結果報告書(規則第 20 号様式) 記載要領」を参考にして下さい

- (4) 現場確認及び地質等検査報告を受け，特定事業廃止（休止）届確認結果通知書（規則第 23 号様式）により結果を通知します。

8 特定事業完了届について

(1) 特定事業完了届（規則第24号様式）記載要領

ア 事業主

事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあつては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間及び完了の期日

許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。

完了の期日は、完了した年月日を記載して下さい。

エ 完了した特定事業区域の構造

完了した特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

(2) 添付書類

ア 計画及び実績に係る土量計算書

イ 完了した特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図)

(3) 完了届提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書（規則第20号様式）に必要書類を添付し、提出して下さい。

※ P15「2 特定事業の施行（許可後の手続等）について（6）－3 特定事業地質等検査結果報告書(規則第 20 号様式) 記載要領」を参考にして下さい

(4) 現場確認及び地質等検査報告を受け、特定事業完了届確認結果通知書（規則第25号様式）により結果を通知します。

9 特定事業終了届について

・許可期間が到来したことにより、特定事業を一旦終了させる場合に提出する届となります。終了後には、再度、土質許可申請を行って下さい。

※未完了でかつ事業の継続性がない場合には、廃止となります。

(1) 特定事業終了届（規則第 26 号様式）記載要領

ア 事業主

事業主の住所・氏名・電話番号を記載して下さい。（法人にあっては、主たる事業所の所在地・名称・代表者の氏名）

イ 特定事業の許可及び特定事業区域の位置

許可通知書を参照のうえ、記載して下さい。

ウ 特定事業の許可の期間

許可の期間は、許可通知書記載の期間を記載して下さい。

エ 土砂等の搬入計画及び搬入実績

土砂等の搬入計画量及び搬入実績量を記載して下さい。

オ 特定事業区域の構造

特定事業区域の構造を示した書面・図面等を添付して下さい。

(2) 添付書類

ア 計画及び実績に係る土量計算書

イ 廃止した特定事業区域の構造を示した書面・図面(平面図・縦横断図・求積図・求積表)

(3) 終了届提出後、市職員による現場確認を受けるとともに特定事業地質等検査結果報告書（規則第 20 号様式）に必要書類を添付し、提出して下さい。

※ P15「2 特定事業の施行（許可後の手続等）について（6）－3 特定事業地質等検査結果報告書(規則第 20 号様式) 記載要領」を参考にして下さい

(4) 現場確認及び地質等検査報告を受け、特定事業終了届確認結果通知書（規則第 27 号様式）により結果を通知します。

参考資料

- ① 平成18年8月10日 発生土利用基準について 「表-1 土質区分基準」
- ② 施行パッケージ型積算基準 「1章. 土工」

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2), 3), 4)	コーン指数 q _c *5) (k N/m ²)	土質材料の工学的分類*6), 7)		備考*6)	
			大分類	中分類土質 {記号}	含水比 (地山) w _n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	-	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	-	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。 *水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
				人工材料	改良土 {I}	
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	-	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {I}	-	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
	第3種改良土		人工材料	改良土 {I}	-	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種建設発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40～80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	40～80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	-	
粘土*1), *9)	粘土 a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	-	
	粘土 b		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	-	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	粘土 c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	-	

- *1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成 13 年 3 月 29 日 国交令 60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（粘土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数 400kN/m^2 以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表-2 参照）。
- *6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和 46 年 10 月 16 日 環整 43 厚生省通知）
・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成 13 年 6 月 1 日 環廃産 276 環境省通知）
・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第 50 号、国官総第 137 号、国営計第 41 号、平成 18 年 6 月 12 日）を適用するものとする。

1章. 土 工

① 土量変化率

1. 土量の変化

土量の変化は次の3つの状態の土量に区分して考える。

地山の土量……………掘削すべき土量ほぐした土量……………運搬すべき土量

締固め後の土量……………出来上がりの盛土量

三つの状態の体積比を次式のように表わし、L及びCを土量の変化率という。

$$L = \frac{\text{ほぐした土量 (m}^3\text{)}}{\text{地 山 の 土 量 (m}^3\text{)}} \quad C = \frac{\text{締固め後の土量 (m}^3\text{)}}{\text{地 山 の 土 量 (m}^3\text{)}}$$

土量の配分計画を立てる場合には、この土量変化率を用いて、切土、盛土の土量計算を行う。

2. 土量変化率

統一分類法により分類した土の各土質に応じた変化率は、表2.1を標準とする。なお、細分し難いときは、表2.2を使用してよい。

表2.1 土量の変化率

分 類 名 称			変化率L	変化率C
主 要 区 分		記 号		
レキ質土	レ キ	(GW) (GP) (GPS) (G-M) (G-C)	1.20	0.95
	レキ質土	(GM) (GC) (GO)	1.20	0.90
砂及び砂質土	砂	(SW) (SP) (SPu) (S-M) (S-C) (S-V)	1.20	0.95
	砂質土 (普通土)	(SM) (SC) (SV)	1.20	0.90
粘性土	粘性土	(ML) (CL) (OL)	1.30	0.90
	高含水比粘性土	(MH) (CH)	1.25	0.90
岩塊・玉石			1.20	1.00
軟岩Ⅰ			1.30	1.15
軟岩Ⅱ			1.50	1.20
中硬岩			1.60	1.25
硬岩Ⅰ			1.65	1.40

(注) 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

表2.2 土量の変化率

分類名称	変化率L	変化率C	1/C	L/C
主 要 区 分				
レキ質土	1.20	0.90	1.11	1.33
砂及び砂質土	1.20	0.90	1.11	1.33
粘性土	1.25	0.90	1.11	1.39

(注) 1. 本表は体積(土量)より求めたL, Cである。

2. 1/Cは「締固め後の土量」を「地山の土量」に換算する場合に使用する。

3. L/Cは「締固め後の土量」を「ほぐした土量」に換算する場合に使用する。

成田市土地の埋立て等による土砂等の土質の規制
に関する条例 についての手引き

発行日：令和7年5月8日

作成者：成田市環境部環境対策課

電 話:0476-20-1532（直通）

F A X:0476-22-4449

E -mail:kantai@city.narita.chiba.jp